一項ただし書の規定により掲示したものを、

福岡県教育委員会公告式規則

(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号)

再

掲

福岡県立高等学校学則の

一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

30

福岡県立宗像高等学校

全日制

普通

回

00

K

30

福岡県立宗像高等学校

全日制

普通

(三六〇)

を

27

福岡県立折尾高等学校

全日制

(四○)、生活

(四〇)

ビジネス

情報

K

生活デザイン(八〇

ここに再掲する

令和五年十月十七日

10

福岡県立小倉商業高等学校

全日制

(八○)、ビジネス情報総合ビジネス(八○)、

報(四〇)、会 国際ビジネス

を

計ビジネス

(四〇)

令和 第 四 五 百 年 几 十 月 十 十 号 (1)H

14

福岡県立北九州高等学校

全日制

普通

 $\subseteq$ 

四〇

を

増 刊

14

福岡県立北九州高等学校

全日制

普通

00

○福岡県立高等学校学則の一 ○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の 部を改正する規則 部を改正する規則 (教育庁高校教育課)

再

掲

目

次

(教育庁高校教育課)

27

福岡県立折尾高等学校

全日制

(四〇)、生活デザイン(八〇)総合ビジネス(八〇)、ビジネ

ビジネス

情報

を

25

福岡県立北筑高等学校

全日制

普通

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

000

英語

回

25

福岡県立北筑高等学校

全日制

普通

 $\subseteq$ 

|四〇

英語

回

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

岡県立高等学校学則 (昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号) の — 部を次の

ように改正する。

別表中

全日制 0 ジネス(四〇)、ビジネス情報 ○)、観光ビジネス(四○)、商業進学(四○)、総合ビジネ (四〇) ビジネス情報(四〇ス(四〇)、国際ビス(四〇) に

会計ビジネス

1

10

福岡県立小倉商業高等学校

34 34

福岡県立新宮高等学校

普通

理数

回

K

福岡県立新宮高等学校

全日制

普通

回

000

理数

回

0

を

36

福岡県立須恵高等学校

全日制

普通

 $\overline{\circ}$ 

を

K

37 36 41 37 福岡県立博多青松高等学校 福岡県立宇美商業高等学校 福岡県立宇美商業高等学校 福岡県立須恵高等学校 定時制 全日制 全日制 全日制 信制 報(八○) 普通 普通 普通 ビジネス探究 (三六〇 五〇〇 四()  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ (100) 情報科学 0 ビジネス情 

を

定期発行日

K

を

每週火金曜日 〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) 〔作成〕 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

21 21 福岡県立八幡高等学校 福岡県立八幡高等学校 全日制

全日制 文理共 創 000

普通

100)

理数

(八〇)

理数 (八〇)

K

を

K

を

K

			_		_
<b>福里教育教育</b>	V3	普通(四〇)	定時制	59一福岡県立糸島高等学校	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	普通(三六〇)	全日制	i	<u></u> 令
	布する。	普通(四〇)	定時制	-	和 5
等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公	<b>小立高</b>	普通 (四〇〇)	全日制	59   福岡県立糸島高等学校	年10 <i>)</i> 一
の規定により掲示したものを、ここに再掲する。	に、「二項ただし書の規定により掲示に、「一項ただし書の規定により掲示	普通(四四〇)	全日制	57 福岡県立武蔵台高等学校	月20日
		普通(四〇〇)	全日制	57 福岡県立武蔵台高等学校	金曜
する。行し、改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、令和六行し、改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、令和六	に、 年度以降に入学する者から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、	普通(二八〇)、芸術(四〇)	全日制	54 福岡県立太宰府高等学校	<u>日</u>
	•	普通 (二四〇) 、芸術 (四〇)	全日制	54 福岡県立太宰府高等学校	
ı	に、改める。	普通(二八〇)	全日制	51 福岡県立玄洋高等学校	<u>福</u> っ -
全日制 普通(一二〇)、総合生活(四〇)	を 「84」福岡県立東鷹高等学校	普通(二四〇)	全日制	51 福岡県立玄洋高等学校	岡
定時制 普通(募集停止)	8		Á	11   11	<u>県</u>
全日制 普通(一二〇)、総合生活(四〇)	こ、 4	総合学科 (11110)	全日制	19   冨岡県立冨岡講倫館高等学校	<u>公</u>
、工業化学(四〇)	;	総合学科(三六〇)	全日制	49 福岡県立福岡講倫館高等学校	<b>村</b>
全日制  )、電気(四〇)、情報技術(四〇)   電子機械(四〇)、IT自動車(四〇	に、   「   75 福岡県立八女工業高等学校	普通(四〇〇)	全日制	46 福岡県立城南高等学校	<b>X</b>
全日制 電気(四〇)、土木(四〇)、工業化学(四〇)、土木(四〇)、工	を 75 福岡県立八女工業高等学校	普通(四四〇)	全日制	46 福岡県立城南高等学校	
電子幾城(四〇)、自動車(四〇)、		普通 (三六〇)	全日制	45 福岡県立福岡中央高等学校	
字 全日制 総合学科(一六〇)	を 73 福岡県立ありあけ新世高等学	普通(四〇〇)	全日制	45 福岡県立福岡中央高等学校	
定時制 普通(募集停止)		普通 (四〇〇)	全日制	44 福岡県立柏陵高等学校	第441 -
字 全日制 総合学科(一六〇)		普通 (三六〇)	全日制	44 福岡県立柏陵高等学校	号 増
全日制 普通(二四〇)	61 福岡県立小郡高等学校	単道(ナー)	道信告		刊① ¬
全日制  普通(二〇〇)	に、 61 福岡県立小郡高等学校	三八		41 福岡県立博多青松高等学校	

3

十七号)の一部を次のように改正する。 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (昭和三十二年福岡県教育委員会規則第

家庭に関する学科

第二条第一項の表中

大学科   関する学科   同科に置かれるコース   に置かれるコース   単位制による課程)   関する学科 (同科に置かれるコース   関する学科 (同科に置かれるコース   では   では   では   では   では   では   では   で	全日制課程															全日制課程						
県内全域 県内全域 県内全域 県内全域 県内全域 県内全域 県内全域 県内全域	水産に関する学科	() () () () () () () () () () () () () (	こ(同科に置かれるコー	文理力倉科		普通科に置かれるコース	による課程を除く。) 普通科(同科に置かれるコース及び単位制	専攻科	総合学科	芸術に関する学科	外国語に関する学科	理数に関する学科	福祉に関する学科	情報に関する学科	家庭に関する学科	水産に関する学科	)のする学科(同科に置かれるコー	)	農業に関する学科	普通科(単位制による課程)	普通科に置かれるコース	による課程を除く。) 普通科(同科に置かれるコース及び単位制
	野グ会域	長勺全或		別表第二のとおり	月 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	県内全域	の		県内全域		別 表第二のとおい	可受等110m30)。					県内全域					別表第一のとおり。

第三学区

北九州市のうち

若

戸畑区

松

X

幡 幡 中

八八若

西東

X X

間 賀

市 郡

中 東 北 八 八

間 筑 筑 南 央

鞍手町

K

遠

賀

改める。 別表第一中

> 専攻科 総合学科

外国語に関する学科 理数に関する学科 福祉に関する学科 情報に関する学科

別表第二のとおり。

芸術に関する学科

県内全域

							第三学区
		中	遠	八	八	若	北九州市のうち
		間	賀	幡	幡	松	川のうち
				西	東	,- ,	
		市	郡	区	区	区	
遠	中	東	北	八	八	八	若
				幡	幡		
					中		
賀	間	筑	筑	南	央	幡	松
		鞍手町					戸畑区

改め、 三十一号の地域及び野多目西公園を除く地域」を加える。 別表第二中 同表第六学区の項中「花畑中」の下に「のうち福岡市南区野多目五丁目二番

を